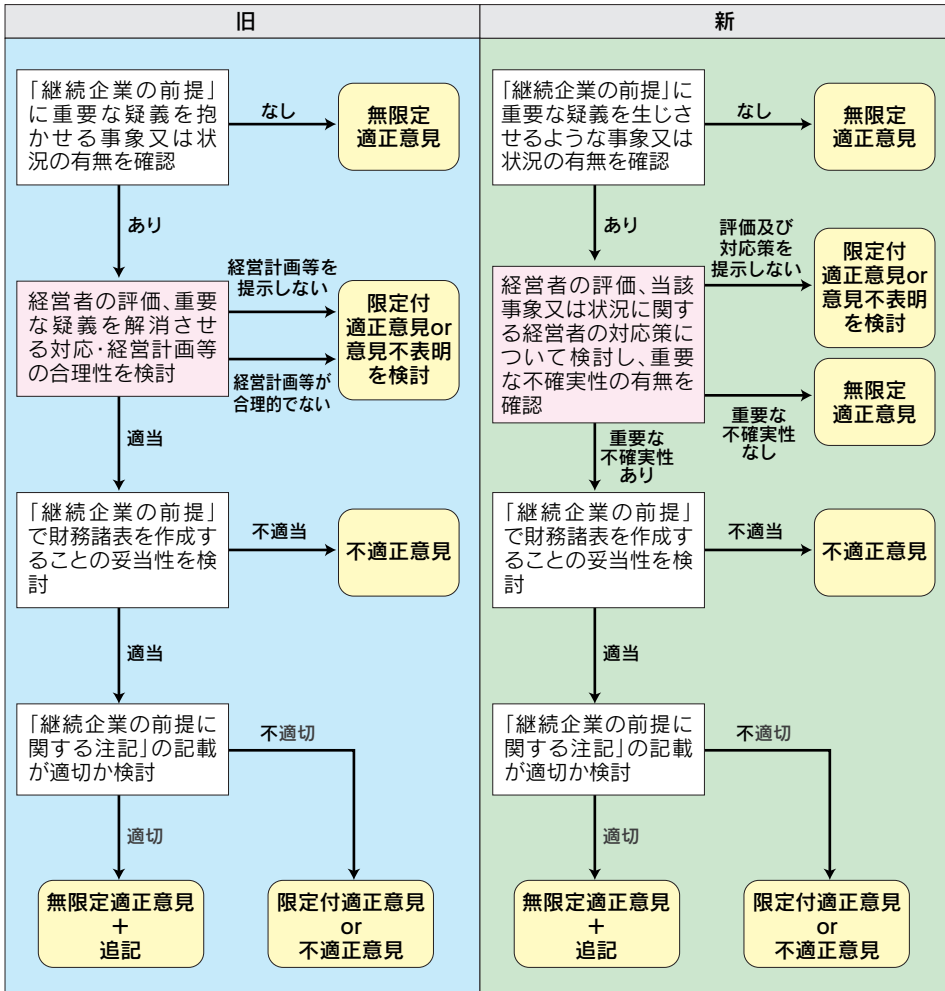


# 継続企業の前提に関する改訂 監査基準等、公表 — 企業会計審議会

去る4月9日、企業会計審議会(会長…安藤英義・専修大学教授)は第20回監査部会および総会を開催し、継続企業の前提に関する注記(GC注記)について、監査基準の改訂ならびに「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正などを議論

し、「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ、翌日公表した。内閣府令等の改正については、4月20日に公布・施行される予定である。  
平成21年3月決算に係る財務諸表の監査から図表のように手続が変更となる。  
なお、詳細については、金融庁ホームページを参照されたい。

(図表) 「継続企業の前提」に関する監査手続



(出所) 金融庁ホームページ

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
5月11日(月)まで	①源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付(4月分)	①給与支払者(特別徴収義務者)に対する住民税の特別徴収すべき税額の市町村長からの平成21年度分の通知期日は5月31日である。
6月1日(月)まで (5月末日期限の申告・納税は休日のため、6月1日に延長される)	②法人の確定申告、納付、延納届出 (平成21年3月期決算法人) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ③法人税の申告期限延長特例法人 21年2月期(1月延長)単独申告法人 21年1月期(2月延長)連結申告法人 ④消費税の課税期間短縮法人の申告 21年3月期(毎月申告)1月ごと 6、9、12月期(四半期)3月ごと ⑤法人の中間申告(半期分)、納付 (9月期決算法人) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ⑥法人消費税の中間申告、納付 (直前期確定年税額) 400万円超 3、6、9、12月期(四半期) 4、800万円超 3月期(1月ごと) ⑦自動車税、鉆区税の納付	②～⑥ 法人の事業年度終了日は各月末日とする。 ③納税申告書の提出期限の延長に係る国税の納税者は利子税を納付しなければならない(通則法64①)ことから、期末から2月以内に法人税の見込納付を行う。 ④消費税の特例の選択、変更、取りやめの届出期限は、その適用の選択、変更、取りやめを行う課税期間の初日の前日まで。 ⑥消費税の直前期確定税額には、地方消費税が含まれていない。 ⑦賦課期日は4月1日であるが、納付期日は条項で定める。通常は5月末日であるが、通知書の納期限を確認すること。

## 複数要素取引にかかる収益認識の意見が示される

—IASB J、収益認識専門委

去る4月10日、企業会計基準

委員会は第11回収益認識専門委

員会を開催した。同専門委員会

では昨年末に国際会計基準審議

会(IASB)と米財務会計基

準審議会(FASB)が共同で公

表したデイスカッション・ペー

パー「顧客との契約における収

益認識についての予備的見解

(DP)へのコメント作成につい

て審議している。今回は前回に

引き続き文案を検討した。

DPでは新たな収益認識モデ

ルの提案が行われているが、D

Pが示す2011年の完成目標

が比較的短期なことから、現行

の実務において特に問題と認識

されている、「複数要素取引」

(後述)等に焦点を絞り、会計モ

デルの抜本的な見直しについて

は、別途、腰を落ち着けて取り

組むべきとの意見を事務局側は

示している。今回示された主な

事務局案は、次のとおり。

なお、文案ではDP上に用意

された質問事項に答える部分の

ほかに、冒頭部にてDP全体に

かかる意見を述べる予定であ

り、前述の意見と今回示された

る予定。

◆複数要素取引の考え方

製品保証や返品付きの販売と

いった、「商品の提供後にも、

顧客との契約に基づいて、企業

が一定の義務を引き続き負って

いるような」複数要素取引の取

扱いは、現行の収益認識に関し

て実務が統一されておらず、問

題となっている。

DPでは、契約上、顧客に提

供すべき個々の財・サービスの

顧客への「支配の移転」に着目す

ることを提案しているが、複数

要素取引のうち、個々の取引に

おいて財・サービスの「支配の

移転」時期が異なれば、独立の

収益認識単位とすることを明ら

かにすることにより、このよう

なケースの対応が明確になるの

であれば、そのような解決策も

検討する意味がある。

DPでは「支配の移転」の判断

は設例で示されているのみであ

り、一般論として、より明確に

記述すべきである。

◆複数要素のうちサービスが含

まれる場合

たとえば、複数の装置と、そ

公益法人の見直しが始まって

いる。「祭祀、宗教、慈善、学術技芸

其他公益ニ関スル社團又ハ財団

ニシテ営利ヲ目的トセサルモノ

ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法

人ト為ス事ヲ得」と民法34条は定

めている。制定されたのは明治29

(1896)年。2回目の還暦を経

た法律だ。世紀をまたぐ間に、「為

ス事ヲ得」た法人は2007年10

月段階で24,648。従業者数

は60万人に達した。これはソフト

ウェア業の45万人よりも多く、飲

食サービス業の87万人よりも少

ない。銀行員の35万人と比較すれ

ば、雇用からみた産業規模として

は巨大であることがわかる。

明治時代に規定された法だが、

現在も活動中で、明治期に設立さ

れた公益法人は204。大正年間

は339で、1945年までの昭

和が744法人だ。急増したのは

1966年以降で、全体の7割が

過去40年の間の設立となっている

る。

公益法人が昭和40年代に急増

したのは、その「法人格」に魅力が

あったからだと思われる。魅力と

は特権のことだ。有り体に言え

ば、税金が免除され、補助金を受

け、事業独占権を持ち、退官公務

員に扶持を与えるしくみを確立

するしくみが形成された時期だ。

版、請負、倉庫業など33業種に限

定された事業のみ優遇税率で課

税され、所得税は非課税。学術研

究が目的であれば不動産取得税

も非課税だからだ。しかも、認可

主体が補助金で運営されている

公益法人へ「人材」を送り込み、資

格認定などの権益事業を独占さ

せる事例があった。

大多数はこの事例に当てはま

らないが、公益の認定は主務官庁



る。つまり、公益法人改革は人材の育成と健康に携わってきた行政手法と、その組織に見直しを迫っているのかもしれない。

公益に寄与する存在が100年以上も存続できたのは目立たないか、実効があったからだ。ただ、優越的な収益構造を背景にした民業圧迫や、特権による事業展開の一方で、高給を得ている天下り官僚の存在、不透明な補助金の流れなどが改革の引き金を引いた。役員の報酬でみると、全公益法人の6割は有給役員がいない。1,600万円以上の報酬を得ている公益法人は全体の1.3%しかない。突出した少数の存在が全体の見直しに直結するのは最近の経済政策と共通するものがある。

その落ち所は認定制度の透明化。透明化とは民間有識者が構成される合議制組織による認定だ。新たな組織形態への移行方法は、多様な説明資料で書かれている。他方で、どんな基準で選ばれた「有識者」が、どんな「合議」で何を基準に認定するのかは素人目には見えてこない。60万人もの雇用を抱える大産業の改革だが、本当の許認可権を誰が握ることになるのか、結局は誰が賢いのかが後からみえてくるのだろうか。

(神保 敏明)

る契約であって、それらのネットワークが完成してはじめて顧客にとって意味があるような、全体が完成してはじめて個々の構成要素についての支配が移転するとの「契約条件」となっている場合には、サービス部分について

いても、資産に計上されることを明確にすべきである。その際、どのような単位で履行義務を識別すべきかは、あくまでも、「当該契約の「契約条件」に基づいて、判断すべきことを明確に記述すべきである。

## 会計

# 公正価値と有価証券の減損に関する3つのFSPの公表—FASB

去る4月9日、米国財務会計基準審議会(FASB)は、4月2日の理事会での暫定的な決定を経て、次の3つのFASBスタッフ・ポジション(FSP)を公表した。

② FSP FAS 115-2 and FAS 124-2 「一時的ひび減損の認識と表示」

このFSPは、負債証券の減損処理方法を改訂し、負債証券の売却意思が存在するか償却原価までの回復前に負債証券の売却を要する場合には公正価値までの減損処理を求める一方、これ以外の場合で償却原価の回収が期待できない場合には、信用リスク相当額を損益、それ以外を包括損益とする減損処理方法を導入した。加えて、持分証券を含む有価証券の開示の拡充を行っている。

③ FSP FAS 107-1 and APB 28-1 「金融商品の公正価値の期中開示」

このFSPは、FAS 107が適用される金融商品について、年度財務諸表で行われていた公正価値情報の一定部分を期中財務

報告に拡充し、四半期ごとの公正価値情報の開示を求めている。

この3つのFSPは2009年6月15日より後に終了する報告期間から適用されるが、同年3月15日より後に終了する報告期間から早期適用することも認められる。ただし、上の①と②の2つのFSPは同時に適用を

## 金融

# 財政支出ファイナンスの罫

日銀が、3月17、18日に開催した金融政策決定会合の議事要旨が発表された。

これによると、無担保コールレートについては0・1%で現状を維持したものの、長期国債の買取額を増額した経緯が記されている。現状の年16・8兆円(月額1・4兆円)の買取額を4・8兆円増額し、年21・6兆円(月額1・8兆円)とする決定を議論するなかで、根拠を「金融市場の安定確保」としている。

しかし、実態としては政府が衆議院総選挙に連動して打ち出そうとしている補正予算向けの財政支出増加に対応する必要性があることは否めない。1月に導入された国債の残存期間別の買入れの結果、長期国債の満期

開始する必要があるほか、③のFSPを早期適用する場合、他の2つのFSPも早期適用することが求められる。

本件の短期対応を経て、FASBは国際会計基準審議会と協働での金融商品会計の広範な見直しのプロジェクトを加速する方針を明らかにしている点も注目される。

構成をコントロールできるようになった分、保有残高の微調整が可能になったことが増額を可能にする根拠としている。

これまでも日銀には長期国債の保有残高は、日銀券の発行残高を越えないというルールがあった。この基準から、年額4・8兆円の増額が可能というのが計算根拠である。もちろん、対外説明としては円滑な金融市場調節が目的で財政支出の

ファイナンスや国債価格の買支えではないことを、今後はより明確に示すとしている。

しかし、27日にも国会に提出される今年度の補正予算案では、15兆4,000億円と過去最大の財政支出を伴うものになっており、選挙時期や景気悪化の状況変化によってはさらに2次、3次の補正予算も想定される。

したがって、国債買支え・財政ファイナンス要因を日銀がいくら否定しても、市場は買支え材料や実際の需給に与える影響を上回って、国債増発と日銀によるファイナンスという大きな構図に目を向けることになりそうだ。その場合は、日銀が金融政策決定会合でいくら微調整の範囲で買取り増額を進めても、長期国債価格下落すなわち長期金利上昇のトレンドは一層明確になる。

「増額理由を一層明確にする」だけでは実効性に欠け、国債市中消化問題が浮き彫りになりそうだ。

## 証券

# デカップリングは生きている？

政府は21年度の本予算が成立すると、ただちに補正予算の編成につながる追加経済対策をまとめた。予算制度の趣旨からすると、異例中の異例であるが、100年に1度の経済危機への

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2009年4月6日	「継続企業の前提」に関連する実務指針改正案	日本公認会計士協会	企業会計審議会における監査基準の改訂の検討に伴う所要の改正。	—
2009年4月9日	実務対応報告第27号 電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い	企業会計基準委員会	平成20年12月1日から施行されている「電子記録債権法」を活用するにあたっての会計処理を定めるもの。	2009年4月20日号 ニュース記事
2009年4月10日	企業会計基準公開草案第33号 会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準(案) 企業会計基準適用指針公開草案第32号 会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準の適用指針(案)	企業会計基準委員会	コンバージェンスに向けて、国際的な会計基準で見られるような、会計方針の変更、表示方法の変更及び誤謬の訂正が行われた場合の、過去の財務諸表の遡及処理に関する取扱いや会計上の見積りの変更に関する取扱いについての会計処理を定めるもの。 コメント募集は平成21年6月1日まで。	2009年4月20日号 ニュース記事
2009年4月10日	実務対応報告公開草案第31号(実務対応報告第15号の改正案) 排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い(案)	企業会計基準委員会	平成20年10月から開始された排出量取引の試行的実施が開始されたことに伴い、会計処理を定めるもの。コメント募集は平成21年5月11日まで。	2009年4月20日号 ニュース記事
2009年4月10日	監査基準の改訂に関する意見書	金融庁	継続企業の前提に関する注記(GC注記)の判断についての改訂。本改訂監査基準は平成21年3月決算に係る財務諸表の監査から実施される。	2009年4月10日号 ニュース記事 5月1日号ニュース記事
2009年4月13日	法人税法施行規則の一部を改正する省令(財務省令32)	財務省	平成21年度税制改正に伴う申告書別表等の所要の改正。本改正省令は公布日から施行される。	—
2009年4月13日	消費税法基本通達の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	消費税関係法令の改正に伴う所要の改正。中でも9-4-2については全面的に改正され、「工事進行基準の方法により経理したとき」に該当しないとは取り扱わない工事については、法17条2項本文「工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例」の規定を適用できる旨明示された。なお、旧制度が適用される工事については改正前通達によることとされている。	—

対応として当然視され、株式市場も歓迎する反応を示した。経済金融危機に対して財政のフル出動で立ち向かうことは、先進国を中心として世界各国に共通する姿勢であり、相次ぐ国際会議でも確認されている。

しかし、多くの先進国では異例措置が副作用を生じないかという警戒心も根強い。財政の出動は大きく落ち込んだ民需の立ち直りの引き金となることが期待されるが、期待どおりの効き目があるかどうか、また過大な政府債務が過剰マネーを生み、通貨価値の下落、インフレの招来へ展開していかないか、という懸念である。こうした懸念の正否が問われるのが、この4-6月期ということになる。

ところが、新興経済国は財政支出が早々と効果を生んでいる気配がうかがわれる。それを反映して、今年年初からの株価の動きには、みごとに対照がみられる。すなわち、3月末の株価は新興経済国が軒並みプラスを達成した一方、欧米主要国は大半がマイナスである。

トップの中国は30%の上昇となったのを始め、BRICsはすべて2ケタの上昇である。台湾、韓国も20%前後の上昇となった。アメリカは10%強の下落だが、ヨーロッパ主要国もす

べて10%前後の下落となった。日本市場は1%弱とわずかのプラスで、両者の中間にあるという微妙な位置を占める。

新興経済国は先進国よりも潜在的な民需の力が強く、財政出動に呼応して民需が動きづきやすいといえるのではなからうか。

先進国、特にアメリカ経済と新興経済国の間で経済活動の連動性が問われた折に、今回の不況に突入する前は、デカップリング論(非連動)が優勢だったように思われた。しかし、結局、あらゆる国が不況に陥ってしまった今では、デカップリング論は誤り、幻であったとされているだろう。

しかし、今年の株価の足取りをみると、デカップリングは生きているといえないだろうか。新興経済国はそれほど弱くはなかったのである。むしろ、国によって事情に違いがあり、一律な評価は危険だが、現在の株価を個別にみると、意外感が大きいのではなからうか。新興途上国が次に問われるとしたら、先進国が2番底といった事態になった場合であろう。